

令和 3 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 3 年 2 月 2 2 日

印刷物番号

2 - 7 8

も く じ

報告第 1 号	大東市立保育所で発生した事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 2 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について-----	2
議案第 3 号	令和 2 年度大東市一般会計補正予算（第 1 1 次）について-----	別冊
議案第 4 号	令和 2 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次） について-----	別冊
議案第 5 号	令和 2 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 4 次）につ いて-----	別冊
議案第 6 号	令和 2 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 4 次）について-----	別冊
議案第 7 号	令和 2 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 8 号	令和 2 年度大東市水道事業会計補正予算（第 3 次）について-----	別冊
議案第 9 号	令和 2 年度大東市下水道事業会計補正予算（第 1 次）につい て-----	別冊
議案第 1 0 号	令和 3 年度大東市一般会計予算について-----	別冊
議案第 1 1 号	令和 3 年度大東市国民健康保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 2 号	令和 3 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 3 号	令和 3 年度大東市火災共済事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 4 号	令和 3 年度大東市介護保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 5 号	令和 3 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 6 号	令和 3 年度大東市 2 駅周辺整備事業特別会計予算について-----	別冊
議案第 1 7 号	令和 3 年度大東市水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 1 8 号	令和 3 年度大東市下水道事業会計予算について-----	別冊
議案第 1 9 号	大東市教育長の任命について-----	3
議案第 2 0 号	大東市教育委員会委員の任命について-----	4
議案第 2 1 号	大東市総合計画の基本構想及び基本計画並びに大東市まち・ ひと・しごと創生総合戦略の変更について-----	別冊

議案第 2 2 号	大東市環境基本計画の変更について-----	別冊
議案第 2 3 号	大東市一般廃棄物処理基本計画の変更について-----	別冊
議案第 2 4 号	大東市障害福祉計画の変更について-----	別冊
議案第 2 5 号	大東市総合介護計画の変更について-----	別冊
議案第 2 6 号	大東市水道ビジョンの変更について-----	別冊
議案第 2 7 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	5
議案第 2 8 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について-----	7
議案第 2 9 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について-----	1 0
議案第 3 0 号	大東市営住宅条例の一部を改正する条例について-----	1 4
議案第 3 1 号	大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について-----	1 7

議案第27号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市安全で安心なまちづくり基金を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中大東市安全で安心なまちづくり基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険の第1号被保険者の保険料率を改定すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「38,280円」を「38,520円」に改め、同項第2号及び第3号中「57,420円」を「57,780円」に改め、同項第4号中「68,904円」を「69,336円」に改め、同項第5号中「76,560円」を「77,040円」に改め、同項第6号中「91,872円」を「92,448円」に改め、同号ア中「得た額」を「得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」に改め、「この項において」を削り、同項第7号中「99,528円」を「100,152円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「114,840円」を「115,560円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に、「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「130,152円」を「130,968円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「137,808円」を「138,672円」に改め、同項第11号中「153,120円」を「154,080円」に改め、同項第12号中「168,432円」を「169,488円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度」に改め、同項第1号中「22,968円」を「23,112円」に改め、同項第2号中「38,280円」を「38,520円」に改め、同項第3号中「53,592円」を「53,928円」に改める。

第7条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」を「合計所得金額」に改める。

第15条第3項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域における福祉関係団体に属する者

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第29号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の課税額を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「580,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の8.33」を「100分の8.62」に改める。

第4条中「26,360円」を「30,640円」に改める。

第5条第1号中「30,565円」を「31,870円」に改め、同条第2号中「15,282円」を「15,935円」に改め、同条第3号中「22,923円」を「23,902円」に改める。

第6条中「100分の3.49」を「100分の2.73」に改める。

第7条中「6,478円」を「9,478円」に改める。

第7条の2第1号中「9,970円」を「9,858円」に改め、同条第2号中「4,985円」を「4,929円」に改め、同条第3号中「7,477円」を「7,393円」に改める。

第8条中「100分の2.68」を「100分の2.47」に改める。

第9条中「17,634円」を「18,213円」に改める。

第23条中「580,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第1号アからオまで以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総

所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

第23条第1号ア中「18,452円」を「21,448円」に改め、同号イ(ア)中「21,396円」を「22,309円」に改め、同号イ(イ)中「10,698円」を「11,155円」に改め、同号イ(ウ)中「16,047円」を「16,732円」に改め、同号ウ中「4,535円」を「6,635円」に改め、同号エ(ア)中「6,979円」を「6,901円」に改め、同号エ(イ)中「3,490円」を「3,451円」に改め、同号エ(ウ)中「5,234円」を「5,176円」に改め、同号オ中「12,344円」を「12,750円」に改め、同条第2号アからオまで以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

第23条第2号ア中「13,180円」を「15,320円」に改め、同号イ(ア)中「15,283円」を「15,935円」に改め、同号イ(イ)中「7,641円」を「7,968円」に改め、同号イ(ウ)中「11,462円」を「11,951円」に改め、同号ウ中「3,239円」を「4,739円」に改め、同号エ(ア)中「4,985円」を「4,929円」に改め、同号エ(イ)中「2,493円」を「2,465円」に改め、同号エ(ウ)中「3,739円」を「3,697円」に改め、同号オ中「8,817円」を「9,107円」に改め、同条第3号アからオまで以外の部分を次のように改める。

法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一

世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

第23条第3号ア中「5,272円」を「6,128円」に改め、同号イ(ア)中「6,113円」を「6,374円」に改め、同号イ(イ)中「3,057円」を「3,187円」に改め、同号イ(ウ)中「4,585円」を「4,781円」に改め、同号ウ中「1,296円」を「1,896円」に改め、同号エ(ア)中「1,994円」を「1,972円」に改め、同号エ(イ)中「997円」を「986円」に改め、同号エ(ウ)中「1,496円」を「1,479円」に改め、同号オ中「3,527円」を「3,643円」に改める。

附則第2項中「(昭和40年法律第33号)」を削り、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」を「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」に改め、「とする。)」の次に「及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

大東市営住宅条例の一部を改正する条例について

大東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大阪府営大東寺川住宅、大阪府営大東北新町住宅及び大阪府営大東南郷住宅を市営住宅として設置すること並びに市営住宅等及び共同施設の管理について指定管理者制度を導入することに伴い、必要な事項を定めるため。

大東市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市営住宅条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」を「第74条」に改める。

第1条中「市が建設」を「整備」に改める。

第2条第1号中「又は賃貸」を「又は転貸」に改め、同条第2号中「転貸するための」を「又は大阪府から取得した」に改める。

第6条第1項第1号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第24条第1項及び第38条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

第71条を第74条とし、第70条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第71条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第72条 前条の規定により指定管理者に市営住宅等及び共同施設の管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条第1項の公募その他の市営住宅等及び共同施設の利用に係る市長の業務の補助に関する業務
- (2) 市営住宅等及び共同施設の維持、管理及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定手続等）

第73条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

別表第1の1の表大東市営大東深野住宅の項の次に次のように加える。

大東市営大東寺川住宅	大東市寺川一丁目 3 番から 1 8 番まで
大東市営大東北新町住宅	大東市北新町 1 番から 3 番まで、7 番から 1 0 番まで、 1 2 番、1 3 番及び 1 5 番から 1 8 番まで
大東市営大東南郷住宅	大東市南郷町 1 1 番から 1 5 番まで

別表第 1 の 2 の表に次のように加える。

大東市営大東北新町住宅	大東市北新町 6 番及び 1 1 番
-------------	--------------------

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 0 条関係)

名称	位置
大東市営南郷住宅駐車場	大東市南郷町
大東市営深野野崎園住宅駐車場	大東市野崎一丁目
大東市営野崎松野園住宅駐車場	大東市野崎一丁目
大東市営深野園住宅駐車場	大東市深野三丁目
大東市営飯盛園第 1 住宅駐車場	大東市北条四丁目
大東市営大東深野住宅駐車場	大東市深野三丁目
大東市営大東寺川住宅駐車場	大東市寺川一丁目
大東市営大東北新町住宅駐車場	大東市北新町
大東市営大東南郷住宅駐車場	大東市南郷町

別表第 3 備考中「大東市営大東深野住宅駐車場」の次に「及び大東市営大東寺川住宅駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第 7 3 条に規定する指定管理者の指定手続等は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

議案第31号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和3年2月22日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

学校運営協議会委員の報酬の額について規定するため。

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

別表第2行政不服審査会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額 1,500円
-----------	-----------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。